

陳情第 1 号		受理年月日	令和 6 年 1 2 月 2 4 日
付託委員会		総務財政委員会	
件名	「市立市民センター等での市への提出文書収受に関する条例」の制定について		
要 旨			
昨今、郵便料金や交通費が高騰し、かつ、高齢化が深刻化し、老々介護などの問題に対応するため、近場にある市立市民センターでの市への提出文書の収受を提案したく、以下の条例素案を提出するので、市行政に対し、本条例素案内容に近い形で速やかに計画立案するよう、決議いただきたい。 市立市民センター等での市への提出文書収受に関する条例（素案） 1 目的 在住住民の利便性を図るため、市立市民センター等で、住民の申請書などの市の行政文書収受を行うことを目的とする。 2 方法 （1）提出方法 市民は、申請書等の書類を A 4 サイズに近いサイズの封筒の表面に、①提出者の住所、②提出者氏名、③提出先、④内容物を記述したものに挿入し、剥がれないのり等で封をした形で、市立市民センター等に提出することができる。 （2）対応 提出された市立市民センター等は、封筒に受付印を押印し、これを適切に保存し、速やかに適切な方法で市の部署に転送しなければならない。 （3）受付の証明 受領の際、受付した証明として既定の手数料を受け取り、受付印を押した封筒の面を複写機で 2 枚印字して、そのうち 1 枚は台帳などで行政文書として適切に保管し、1 枚は請求した者に渡さなければならない。 但し、複写機が故障している場合などやむを得ない場合は、サービスを停止するか、写真とその印刷等、代替措置をとることができるものとする。			

（続 く）

（４）返戻の対応

本サービスに関し、利用者が書類を返却してほしい場合は、その旨を記述した書面を提出しなければならない。なお、本サービス利用の場合、利用者は返戻ができない場合があることに留意しなければならない。

（５）受け取りの拒否

本サービスを利用できる市民センター等は、危険物等合理的理由がある場合は、サービスの提供を拒否できる。

但し、その際、利用しようとした者は、その理由が何かを請求することができ、それに対し、本サービスを利用できる市民センター等は、文書で簡潔にこれを回答しなければならない。

３ 手数料

上記手数料については、複写代のみ（２０円）とする。

但し、本サービスで試用期間を定める場合は、試用期間内は無料とする。

４ 申請書類等の作成代行

この業務のオプションとして、障害者や高齢者、未成年者などへの申請書類作成代行を行うことができる。なお、有償にするか無償にするかなどは別途取り決める。

５ 民業への委託

既存配送業者やコンビニエンスストアなどで市に協力的なところに、本事業の一部を委託することができる。なお、その際の利用料については、別途定める。

６ 細則

細則については、市行政の担当課に、これを一任する。